

平成27年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年6月11日(木) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 3番 多内 茂
4番 横山 和男 5番 岡本 達眞
6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎
8番 東口 守夫 10番 岩城 正一
12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章
14番 岩見 正明 15番 古井 淳二
16番 田中 正則 18番 谷口與理幸
19番 木原君太郎 20番 有岡 正裕
21番 安藤 博子 22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 3名 2番 岡田 孝明 11番 橋本金次郎
17番 鎌谷 一也

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 1番 竹内 明子 3番 多内 茂
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
- 第7 議案第5号 非農地証明について
- 第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第7号 農用地利用配分計画案について
- 第10 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、3名です。</p> <p>出席者数21名です。定足数に達していますので、平成27年度第3回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、1番竹内明子委員、3番多内 茂委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、5月28日、29日に平成27年度全国農業委員会会長大会へ出席しましたので報告します。</p> <p>（会長報告）</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>最初に、議案書に誤りがありましたので、議案第6号の25ページと議案第7号の35ページの差替えをお願いします。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は15件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号受付番号6-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号6-1について説明します。</p> <p>土地の所在 小別府地内2筆 台帳地目 田、現況地目 田、面積 1,260㎡と300㎡ 合計1,560㎡です。売買による所有権移転です。</p>

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、売買されるということで、今回の話がまとまったものです。

譲受人の住所は県外となっておりますが、実家は小別府にあり、お母さんが住まわれており農業に従事されています。本人も農繁期には帰省され農業に従事されているとのことでした。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地、11,921㎡の内5,062㎡は貸付けされていますが、貸付農地は適切に耕作されていますので、全部効率利用要件には勘案しないものとします。また自作地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、84アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、14番岩見委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

岩見委員 双方に確認しました。譲受人はきちんと耕作されており、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受

付番号 7-2 について事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号 7-2 について説明します。

土地の所在 麻生地内 16 筆、台帳地目 田及び畑、現況地目 田及び畑です。合計面積は 7,518 m²。贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人譲渡人は親子であり、親から子へ贈与されるということで、今回の話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具の保有、農作業従事者数は確保してあります。また、通作についても問題ありません。保有している農地を全て耕作していますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地台帳で確認した結果、75 アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻、野菜、果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号（農業生産法人要件）同第 3 号（信託の引受けの禁止）及び同第 6 号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長）

この件につきましては、6 番勝原委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

勝原委員

現在も親子で耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

続きまして、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可の取消願について審議を行います。議案第 2 号受付番号 1-1 につい

て事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第3条の規定による許可の取消願審議の件。平成27年5月18日付で農地法第3条の規定による許可処分取消願の提出があったので、審議を求めます。受付番号1-1について説明します。

これは、平成26年9月委員会において審議され、平成26年9月12日付け、八頭町農委指令第7号で許可した案件ですが、その後、譲受人の勤務内容が変更になり耕作が困難となったため、取消願いを提出されたものです。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願の審議を終わります。

続きまして、日程第5 議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第3号 受付番号2-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号2-1について説明します。

土地の所在地 見槻中地内1筆。 台帳地目 田 現況地目 田
面積 30 m²。墓地を目的とする転用です。

場所は、議案書の5ページから7ページに図面を付けています。

土地利用計画図は8ページに付けています。

理由につきましては、現在の墓地は山中にあり、通じる道も狭く険しいため、今後の管理が困難となるので自宅近くに移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の基準で第3種農地の転用は許可できるとあります。

資力及び信用についてですが、資力は銀行の預金通帳により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地等経営に関する事前指導の協議終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は自然流下で既設水路に流れるので、周辺の農地に影響はないと思われれます。また、集団の農地を分断することもないので該当しないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、25番田中洋司委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中洋委員 6月2日と8日に現地確認をしました。申請人、配偶者共に80歳を超えており、足腰が弱ってきているため、現在の山中の墓地へ行くのは困難です。申請地は家の裏ですので、管理が容易になります。周辺の農地にも影響はないと思いますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長(会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長(会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第6 議案第4号農地転用事業計画変更申請承認について審議を行います。</p> <p>受付番号2-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地転用事業計画変更申請審議の件。</p> <p>農地法及び同法施行令の規定により、変更申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号2-1を説明します。</p> <p>土地の所在地 郡家地内1筆。台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 116㎡。資材置場を目的とした転用です。</p> <p>当初計画で予定していた工事完成期日、平成27年1月31日までに完成出来なかったため、完成期日の変更を行うものです。</p> <p>場所は、議案書10ページから12ページに図面を付けています。</p> <p>施工業者が忙しく工事予定がたたず、着工予定が平成27年7月になるため、工期を平成27年9月30日まで延長したいとのことです。</p>
議長(会長)	この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
横山委員	平成26年申請の転用です。許可を受けたら申請した期間内に完了するのが当然ですが、許可後は自分の都合で着工すればいいような気持になっていたということです。事情から完了期日の延長はやむをえないと考えますが、転用申請をしたら、期限内に完了してくださいと丁寧に説明・指導等をしていくべきと感じました。
事務局	このようなことのないように、事務局で説明、指導等をしていきたいと思えます。
議長(会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで受付番号2-1について申請どおり決定いたします。 以上で議案第4号農地転用事業計画変更申請の審議を終わります。 続きまして、日程第7 議案第5号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号 非農地証明について 農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号3-1について説明します。 土地の所在地 見槻中地内1筆。 台帳地目 田 現況地目 田 面積 523 m ² 。 場所につきましては、議案書の14ページ～16ページに図面を付けています。 理由につきましては、昭和43年11月に居宅を新築し、現在は宅地として利用されているとのことです。 この農地は、農振農用地区域外の第3種農地であり、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障が無いと考えます。 現地確認を、田中洋司委員、東口委員、谷口委員にお願いしました。
議長（会長）	この件につきましては、事前調査を25番田中洋司委員にお願いしていますので、報告をお願いします。
田中洋委員	6月8日に現地確認をしました。現在は居宅になっており、住まわれていますので問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号農用地利用集積計画案の決定について</p> <p>八頭町長から平成 27 年 5 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 17 ページから 25 ページをご覧ください。</p> <p>今月は新規 34 件、更新 2 件、所有権移転 1 件 合計 37 件です。面積は、田 110,964 m² 畑 1,532 m² 合計 112,496 m² 所有権移転 3,550 m²です。</p> <p>受付番号 157-11 については、基盤法に基づく農地売買になります。この制度は、地域の担い手として認められる方で、ある一定以上の面積を耕作されている方が譲受人となり売買できる制度です。譲受人は認定農業者であり、農業生産法人の要件も満たしています。購入した農地については、水稻を耕作される予定です。</p> <p>受付番号 158-12 から 182-36 は農地中間管理事業により農地中間管理機構へ貸し出される農地です。</p> <p>37 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>受付番号 147-1 から 165-19 について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、147-1 から 165-19 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号 166-20 についてですが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p>

	(関係委員退室)
議長 (会長)	それでは、受付番号 166-20 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 166-20 について、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	(関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして、受付番号 167-21 から 183-37 について審議を行います。質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 167-21 から 183-37 について申請どおり決定します。
委員一同	以上で議案第 6 号農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。
議長 (会長)	続きまして、日程第 9 議案第 7 号農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いします。 整理番号 39-1、40-2 について審議しますが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、関係委員は一時退席をお願いします。
	(関係委員退席)
事務局	議案第 7 号農用地利用配分計画案について。

八頭町長より平成27年5月29日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 39-1、40-2 について説明します。

先ほどの議案第6号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地の内、福地、市場の農地 田 8,899 m²を借受け希望のありました方1名へ配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、案どおり承認いたします。
関係委員は入室してください。

（関係委員入室）

議長（会長） 続きまして整理番号 41-3 から 64-26 について審議をします。事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 41-3 から 64-26 について説明します。先ほどの議案第6号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地の内、福地の農地 田 5,117 m²と畑 720 m²を借受け希望のありました方1名へ、船岡地域の農地 田 75,837 m² 畑 812 m² 合計 76,649 m²を借受け希望のありました1法人へ配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、案どおり承認いたします。

以上で日程第9議案第7号農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして、日程第10 その他について事務局よりお願いします。

事務局

- 岩城委員の土地改良区解散に伴う失職について
- 4月・5月審議の転用案件許可状況について
- 耕作放棄地管理に係る広報について
- 中間管理事業に係る利用配分について
- 産業観光課長との意見交換について

次回 委員会は、7月9日（木）午後1時30分から船岡庁舎 会議室で開催します。以上です。

議長（会長）

何かご意見ご質問等がありますでしょうか。

澤田委員

13ページの議案第5号ですが、こういった事例が私の担当地域でもありました。家を新築しているのに、農地台帳の現況地目が田のままということですが、税務課との連携はどうなっているのか教えていただきたいです。

事務局

農業委員会の農地台帳の現況地目と税務課の土地家屋償却資産課税台帳の現況地目は一致するように、突合作業を年1回実施しています。ただ、申請地は申請前まで筆界未定地でしたので、この突合作業ができなかった土地だと思われます。申請地の課税台帳地目までは確認しておりませんが、税務課は基本的に現況地目で課税することになっているようです。

議長（会長）

その他、ご意見ご質問はありますか。

委員一同

なし

議長（会長）

以上で第3回農業委員会を終了いたします。

終了（14時35分）